

第3回 定例農業委員会総会議事録 (第23期)

1 日 時 平成29年 9月25日(月) 9時2分～9時31分

2 場 所 阿久根市役所第1会議室

3 出席委員(12人出席)

- ① 栢 幸三 ② 京田 提樹 ③ 石坂 務 ④ 尻無濱 俊幸
⑤ 富永 勝志 ⑥ 坂口 輝美 ⑦ 高原 熊夫 ⑧ 石原 千代年
⑨ 堂後 善人 ⑩ 樫八重 玲子 ⑪ 松下 輝男 ⑫ 田嶋 輝男

出席農地利用最適化推進委員(6人出席)

- ① 辻 喜久男 ③ 竹原 長政 ④ 松下 統一
⑤ 白濱 和利 ⑥ 石原 岩雄 ⑦ 尾上 進

4 欠席委員等(早退・遅刻等)

- ⑦ 高原 熊夫 遅刻(～9時10分)

5 議事日程

議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第43号 農地法第4条許可の取消し願いについて

議案第44号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第46号 農用地利用集積計画について

その他(報告等)・・・なし

6 農業委員会事務局等出席職員

- 農業委員会事務局 谷口 義美 (事務局長)
新坂 謙二 (次長兼管理係長)

榎木 海斗 (管理係)

酒井 結華子 (管理係)

○ 農政課 木原 香太 (農政管理係)

議長 (田嶋 輝男)

おはようございます。定刻になりましたので、ただ今から第3回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第1 議事録署名委員の指名であります。議長において、5番 冨永 勝志委員、6番 坂口 輝美委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

ご異議なしと認めます。

よって、第3回定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたします。

なお、議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承をお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第3 諸報告であります。9月6日には、鹿児島県農業会議の9月定例常設審議委員会に出席いたしました。

21日には、鹿児島市で開催された、農業者年金加入推進特別研修会に坂口委員・榎八重委員・尻無濱委員・松崎農業者年金受給者協議会会長及

び事務局職員2名が出席いたしました。

私からは以上であります。農政課から報告の申し出がありました。
農政課に報告を求めます。

農政課 (木原 香太)

おはようございます。

先月の第2回農業委員会総会にて、農地中間管理事業の利用権設定の承認を頂いたところですが、公告予定年月日が9月1日の予定でありましたが、事務処理の関係で9月4日に変更となりましたので、報告をします。なお、この変更による農地中間管理事業への影響はありません。以上です。

議長 (田嶋 輝男)

農政課の報告が終わりました。皆さん方からありましたなら、その他のところでお願いをいたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第4 議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (酒井 結華子)

それでは、議案第42号についてご説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。農地法第3条の申請は3件であり、全て所有権移転です。

それでは、整理番号1から事件ごとにご説明致します。

整理番号1について、地図は、1ページ～3ページです。申請譲受人は、〇〇区にお住いの「〇〇 〇」さんです。

〇〇さんは、現在、妻・息子と共に、甘藷・水稻・文旦・季節野菜を生産されており、年間250日程度、農業に従事されております。労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしております。

なお、本件は、親子間の贈与による所有権移転です。

整理番号2について、地図は、4ページです。

申請譲受人は、〇〇区にお住いの「〇〇 〇〇〇」さんです。

〇〇さんは、現在、水稻・甘藷・馬鈴薯・季節野菜を生産されており、年間250日程度農業に従事されております。

申請地では柿を生産する予定であり、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしております。

なお、本件は、贈与による所有権移転です。

次に整理番号3についてですが、地図は5ページです。

申請譲受人は、〇〇〇区にお住いの「〇〇〇 〇〇」さんです。

〇〇〇さんは、現在、妻・息子と共に、水稻、甘藷を生産されており、年間250日程度農業に従事されております。

申請地は、労働力、下限面積等について、すべて許可要件を満たしております。なお、本件は、親子間の贈与による所有権移転です。

以上で報告を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終了しました。

次に調査員の報告を求めます。

11番委員 (松下 委員)

それでは、農地法第3条の許可申請につきまして、ご報告いたします。

9月11日に「2番委員」及び「事務局職員」と『現地調査』並びに『聞き取り調査』を行いました。

いずれの申請人も農機具の所有状況、就労日数、耕作面積などに問題はなく、営農に積極的に取り組んでおられます。申請地の耕作意思も確認いたしました。

したがって、すべての申請の調査結果は、許可相当です。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終了しました。

これより質疑を許します。
質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。
お諮りいたします。

本件については、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第5 議案第 43号 農地法第4条許可の取消し願いについてを
議題といたします。

平成23年5月25日付け鹿児島県農振第4-33号で認可された、脇
本〇〇〇〇番〇、畑719㎡の山林転用を取消すものであります。

これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

事務局 (新坂 謙二)

協議会に変更願います。

議長 (田嶋 輝男)

協議会に切替えます。

(～ 協議会 ～) 9 : 1 0 ~ 9 : 1 7

議長 (田嶋 輝男)
本会に切替えます。
他に、質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)
質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本件については、取消しをすることにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)
ご異議なしと認めます。
よって、本件については、取消すことに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)
日程第6 議案第44号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (新坂 謙二)
議案第44号について、説明いたします。
今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、1件です。
それでは、説明いたします。農業委員会意見書及び審査票1ページ及び2ページ並びに地図12ページ及び13ページをご覧ください。
本件は、一般住宅及び水路用地への転用です。
申請地の位置は、市役所三笠支所から〇〇へ約〇. 〇キロメートル、

〇〇〇〇〇〇〇の350メートル南側です。

申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。

申請人は、申請地の隣接地に居住している〇〇〇〇氏です。

本件は、申請人の子の世帯が居住する専用住宅を建築、また、申請地より高地にある近隣地からの雨水を流水するため本件を申請されました。

申請地は既に、一般住宅敷地部分は盛土され菜園として、水路部分は水路として機能しています。これは、申請人が南九州西回り自動車道整備事業により住居が移転の対象となったため、道路用地として提供した土地の残地に現在の住宅を設置した際に境界を誤認して盛土したことによるものです。このことについては、申請人から始末書が提出されています。

申請地の雨水は、南九州西回り自動車道の排水路へ流下しております。

その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

以上で説明を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に調査員の報告を求めます。

2番委員 (京田 委員)

議案第44号に係る調査結果について、報告します。

調査は、9月11日に、松下委員及び私並びに事務局職員で行いました。

それでは、報告します。

申請地は、宅地、山林及び道路に隣接していました。

既存の盛土は菜園となっていること、既存の水路は申請地の西側の土地からの流水を公共の水路へ流水していることから、周辺農地への悪影響はないと判断しました。

許可を受けないまま転用したことについては、申請人の親族が謝罪されました。

本件は、第2種農地であること及び既存施設の拡張に該当することから追認はやむを得ないものであると判断しました。

これらを含め申請内容については、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがって、本件は許可相当であります。

以上です。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査員の報告は、許可相当であります。

調査員の報告のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第7 議案第 45号農地法第5条の規定による許可申請について

てを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局（新坂 謙二）

議案第45号について、説明いたします。

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、1件です。

それでは、説明いたします。

農業委員会意見書及び審査票3ページ及び4ページまで並びに地図14ページ及び15ページをご覧ください。

本件は、資材置場への転用を目的とする売買による所有権移転です。

申請地の位置は、市役所から〇〇へ約〇キロメートル、株式会社〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇の200メートル西側です。

申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。

申請譲受人は、本市〇〇に本店を置く〇〇〇〇株式会社です。

本件は、既存の建設用資材置場が手狭になったことから施設を拡張するために申請されました。

申請地の一部は、既に盛土され農地の機能を失っています。これは、約20年前に申請人の中で貸借契約の合意を行ったものの農地法第5条の許可を得ないまま土置場として使用を開始したことによるものです。このことについては、申請人から始末書が提出されています。

申請地の雨水は、自然流下しております。

その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

以上で説明を終わります。

議長（田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

次に調査員の報告を求めます。

9番委員 (京田 委員)

議案第45号に係る調査結果について、報告します。

調査は、調査は、9月11日に、松下委員及び私並びに事務局職員で行いました。

それでは、報告します。

申請地は、山林、原野及び資材置場に隣接していました。

既存の資材置場において流水は自然流下ですが、近隣の農地に流入しないことなどから、周辺農地への悪影響はないと判断しました。

許可を受けないまま転用したことについては、譲り受ける法人の代表者が謝罪されました。

また、第2種農地であり、既存施設の拡張に該当することから、追認はやむを得ないものであると判断しました。

これらを含め申請内容については、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがって、本件は許可相当であります。

以上です

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査員の報告は、許可相当であります。

調査員の報告のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 8 議案第 46 号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (榎木 海斗)

それでは、平成 29 年農用地利用集積計画書第 9 号について提案いたします。この議案書の公告年月日は平成 29 年 10 月 2 日となります。

(議案資料にて説明)

以上、農地銀行活動調査票及び農家台帳に基づいたところ議案に記載のとおりでございます。なお、議案第 46 号平成 29 年農用地利用集積計画書第 9 号は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑を許します。

質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)
質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)
異議なしと認めます。
よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)
以上で提案された議案は全て終了いたしました。
それでは、その他に皆さんの方から報告などがありましたらお願いいたします。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)
事務局からは、ありませんか。

事務局 (新坂 謙二)
ございません。

議長 (田嶋 輝男)
それでは、ほかにないようですので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 9 : 31